



電気式ラダーアングルインジケータ

JIS F 8522 : 2012

(JSTRA)

平成 24 年 2 月 24 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	稻葉 敦	工学院大学
(委員)	伊藤 弘	独立行政法人建築研究所
	大橋 守	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	大山 永昭	東京工業大学
	小野 晃	独立行政法人産業技術総合研究所
	金丸 淳子	財団法人共用品推進機構
	河村 真紀子	主婦連合会
	窪塚 孝夫	公益社団法人自動車技術会
	鈴木 富雄	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	田中 譲史	財団法人日本船舶技術研究協会
	土肥 義治	独立行政法人理化学研究所
	東郷 洋一	財団法人日本規格協会
	富田 育男	社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	中西 英夫	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	野口 祐子	森・濱田松本法律事務所
	長谷川 英一	一般社団法人電子情報技術産業協会

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：昭和 29.3.26 改正：平成 24.2.24

官 報 公 示：平成 24.2.24

原案作成者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 2-10-9 ラウンドクロス赤坂 TEL 03-5575-6425)

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部会長 稲葉 敦）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者、国土交通省海事局 船舶産業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	2
4.1 発信器の種類	2
4.2 受信器の種類	2
5 構造、形状及び寸法	3
5.1 一般	3
5.2 発信器	3
5.3 受信器	3
6 性能	3
6.1 一般要求事項	3
6.2 指示精度	4
6.3 制動性	4
6.4 電源変動	4
6.5 絶縁抵抗	4
6.6 耐電圧	4
6.7 外被の保護性能	4
6.8 耐環境性	4
7 検査	5
7.1 一般要求事項	5
7.2 検査項目及び順序	5
8 インタフェース	5
9 製品の呼び方	6
10 表示及び識別	6
10.1 一般	6
10.2 磁気コンパスからの最小安全距離	6
11 操作及び保守に関する情報	6
附属書 JA（参考）JIS と対応国際規格との対比表	9
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第14条によって準用する第12条第1項の規定に基づき、財団法人日本船舶技術研究協会（JSTRA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS F 8522:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成25年2月23日までの間は、工業標準化法第19条第1項等の関係条項の規定に基づく JISマーク表示認証において **JIS F 8522:1999** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

電気式ラダーインジケータ

Ships and marine technology—Electric rudder angle indicators

序文

この規格は、2007年に第1版として発行された**ISO 20673**を基に、適合性評価への活用を考慮したため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA**に示す。

1 適用範囲

この規格は、SOLAS 1974（2000年改正）のV章、第19規則、2.5.4条による、かじ（舵）の回転角度及び回転方向を指示する電気式ラダーインジケータ（以下、インジケータという。）について規定する。

この規格は、IMO 決議 A.694 及び **JIS F 0812** と連携する。この規格の要求事項が **JIS F 0812** の要求と異なるときは、この規格の要求事項が優先する。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 20673:2007, Ships and marine technology—Electric rudder angle indicators (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS F 0812 船舶の航海と無線通信機器及びシステム—一般要求事項—試験方法及び試験結果要件

注記 対応国際規格：**IEC 60945, Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems — General requirements — Methods of testing and required test results (IDT)**

JIS F 8007 船用電気機器—外被の保護等級及び検査通則

JIS F 8076 船用電気設備—第504部：個別規定—制御及び計装

注記 対応国際規格：**IEC 60092-504, Electrical installations in ships—Part 504: Special features—Control and instrumentation (IDT)**

IEC 61162-1, Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems—Digital interfaces—Part 1: Single talker and multiple listeners

IEC 61162-2, Maritime navigation and radiocommunication equipment and systems—Digital interfaces—Part 2: Single talker and multiple listeners, high-speed transmission